

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 美浜町の状況.....	3
1 統計からみる現状.....	3
2 アンケート調査結果.....	7
第3章 美浜町における現状・課題のまとめ.....	16
1 自殺対策施策の全般的な現状・課題.....	16
2 対象別にみた重点課題.....	17
第4章 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念.....	18
2 施策体系.....	19
3 数値目標.....	19
第5章 基本施策.....	20
1 地域におけるネットワークの強化.....	20
2 自殺対策を支える人材の育成.....	21
3 住民への啓発と周知.....	22
4 生きることの促進要因への支援.....	23
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	26
第6章 重点施策.....	27
1 子ども・若者への支援.....	27
2 高齢者への支援.....	28
3 生活困窮者・無職者への支援.....	28
第7章 推進体制.....	29
1 計画の推進.....	29
2 計画の進捗管理.....	29
策定までの経過.....	30

※グラフ・表の「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年に 3 万人を越えました。主要先進 7 か国のなかでも、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率。以下「自殺率」という。）は最も高く、世界的にみても深刻な社会問題となっています。このような状況を受け、国では自殺対策を「個人の問題」でなく「社会の問題」として対策すべきという認識のもと、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」を施行し、様々な自殺対策の取り組みを進めてきました。その結果、平成 22（2010）年以降の自殺者数はわずかに減少傾向となっています。しかし、依然として毎年 2 万人を超える自殺者がいるなかで、平成 28（2016）年に「自殺対策基本法」が改正され、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。同法では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、市町村においては、既存のあらゆる事業を「生きる支援」として結びつけ、全庁的な認識のもとで自殺対策を進めることで、自殺対策の牽引役となることが期待されています。

美浜町では、これまでこころの健康づくりに関する相談や情報提供、生活困窮者への支援、子どものいじめや虐待に対する取り組みを進めてきました。

このような経緯を踏まえ、美浜町においてだれも自殺に追い込まれることのない社会を実現できるよう、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために「美浜町自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

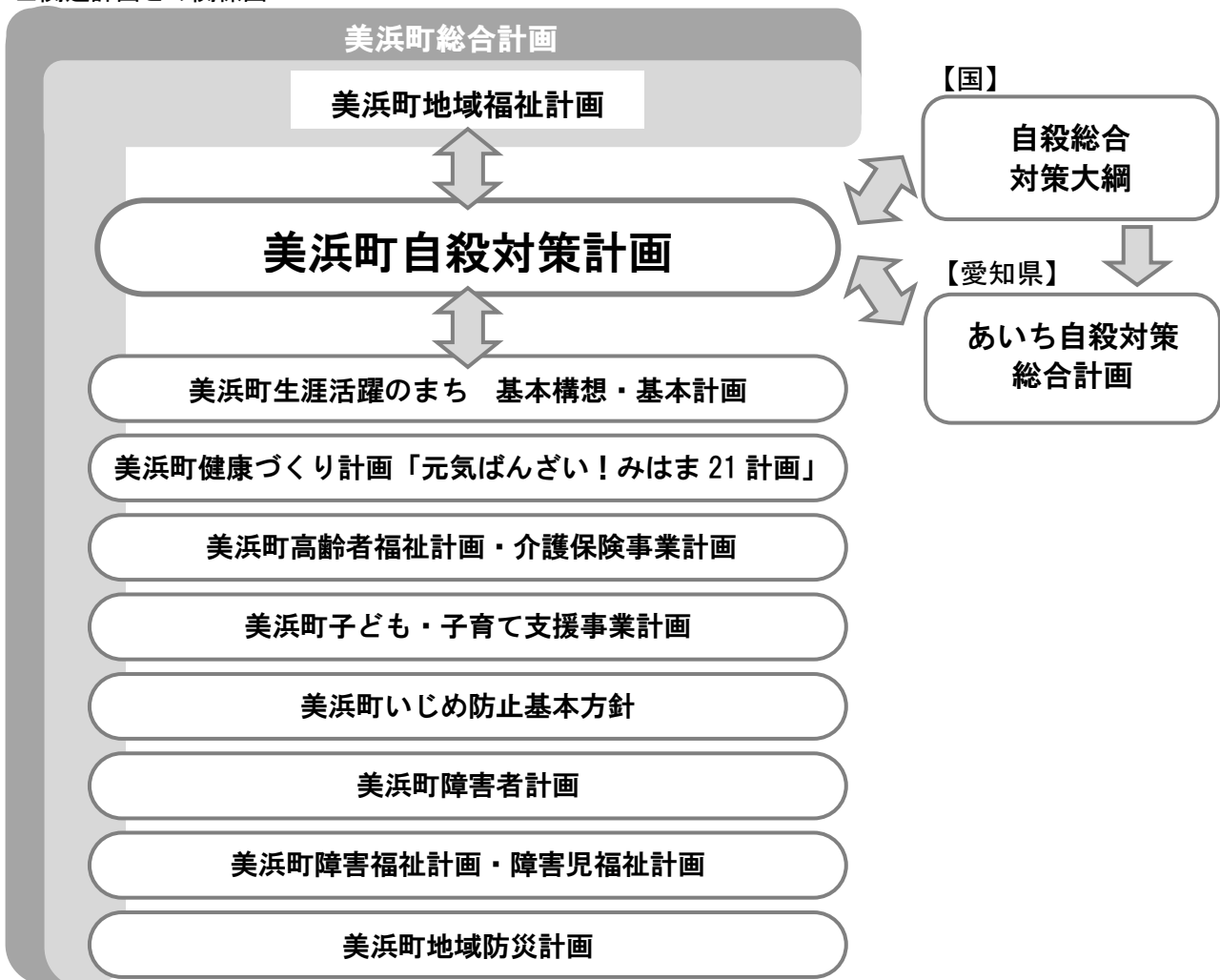
#### ■自殺対策に関する国の主な動向

年月	内容
平成 18（2006）年 10 月	○「自殺対策基本法」施行
平成 19（2007）年 6 月	○「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成 20（2008）年 10 月	○「自殺総合対策大綱」一部改正
平成 22（2010）年 2 月	○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成 24（2012）年 8 月	○「自殺総合対策大綱」の見直し
平成 28（2016）年 4 月	○「自殺対策基本法の一部を改正する法律」施行
平成 29（2017）年 7 月	○「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」閣議決定

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項で策定が義務づけられている「市町村自殺対策計画」です。美浜町の自殺対策を推進するための基本的な計画とします。
- 美浜町の最上位計画である「美浜町総合計画」をはじめ、上位計画となる「美浜町地域福祉計画」、心身の健康に関する「美浜町健康づくり計画『元気ばんざい！みはま21計画』」等の町の個別計画や、国の「自殺総合対策大綱」、愛知県の「あいち自殺対策総合計画」等と整合を図ったものとします。

### ■関連計画との関係図



## 3 計画の期間

本計画は、「美浜町地域福祉計画」の計画期間を踏まえ、平成31（2019）年度から2026年度までの8年間の計画期間とします。ただし、法律や制度、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 美浜町の状況

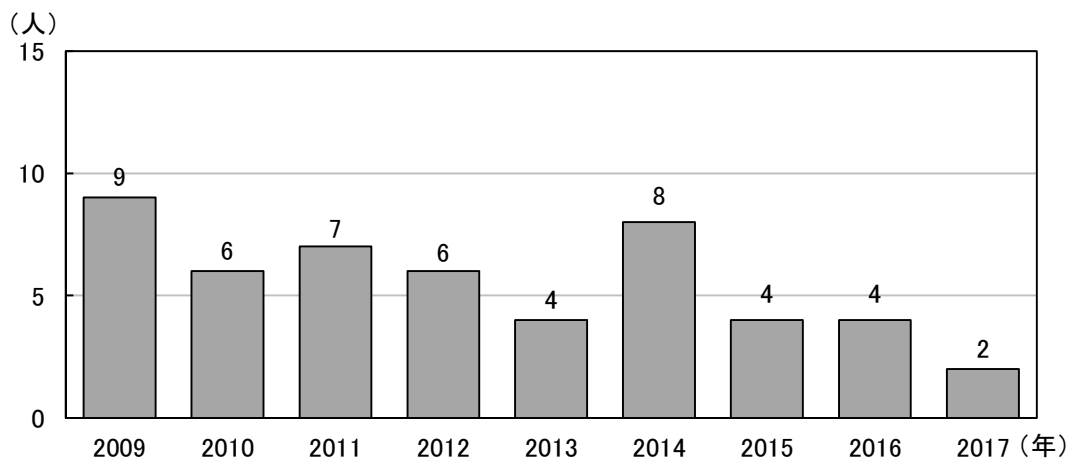
### 1 統計からみる現状

#### (1) 自殺者数の推移

美浜町の自殺者数は、平成 21 (2009) ~平成 29 (2017) 年において 2 ~ 9 人で推移しています。

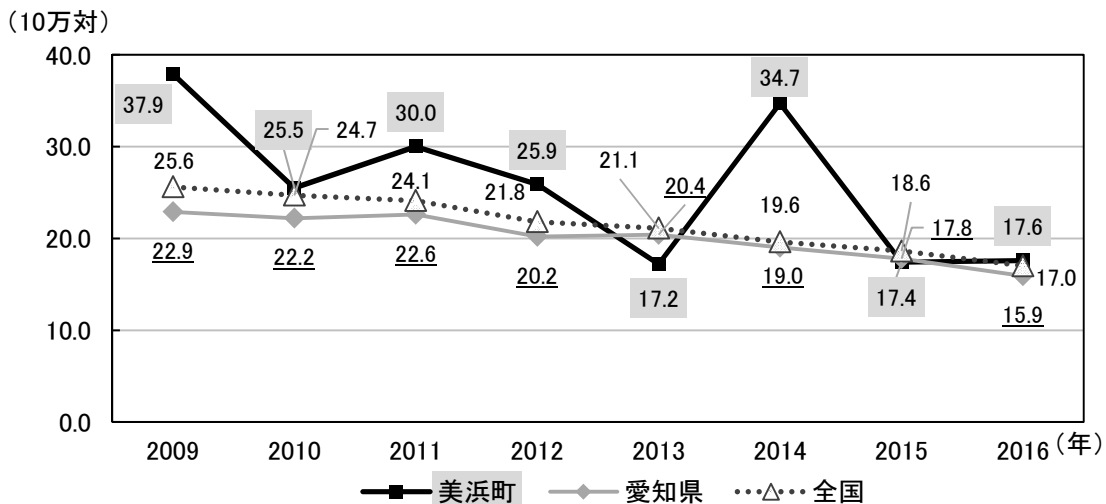
愛知県、全国と自殺率を比較すると、平成 25 (2013) 年及び平成 27 (2015) 年を除いて美浜町は愛知県、全国を上回っており、特に平成 21 (2009) 年及び平成 26 (2014) 年で自殺率が高くなっています。

■自殺者数の推移



資料：自殺の統計

■美浜町、愛知県、全国の自殺率の推移 (10万対)



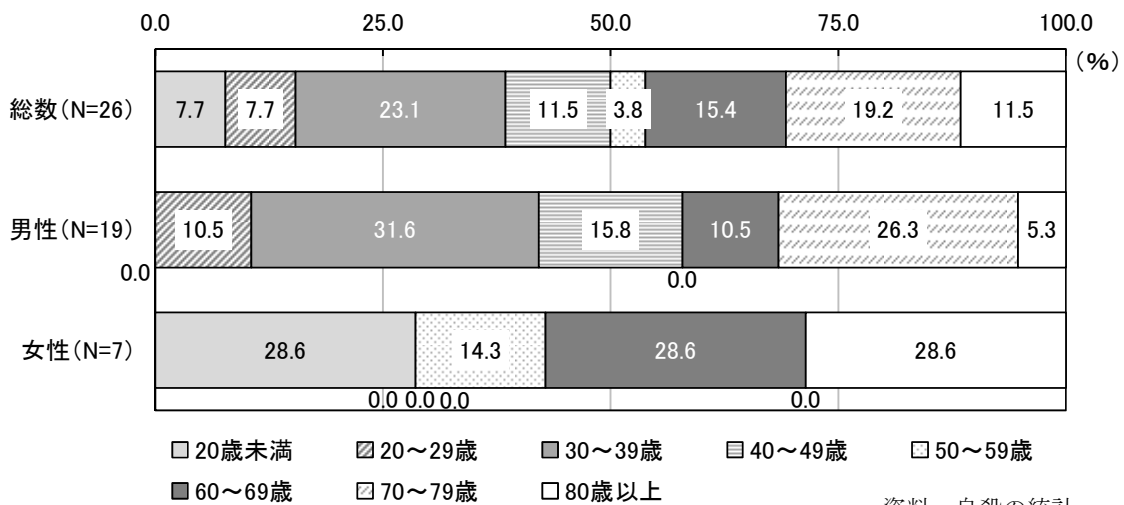
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## (2) 年代別の自殺者数

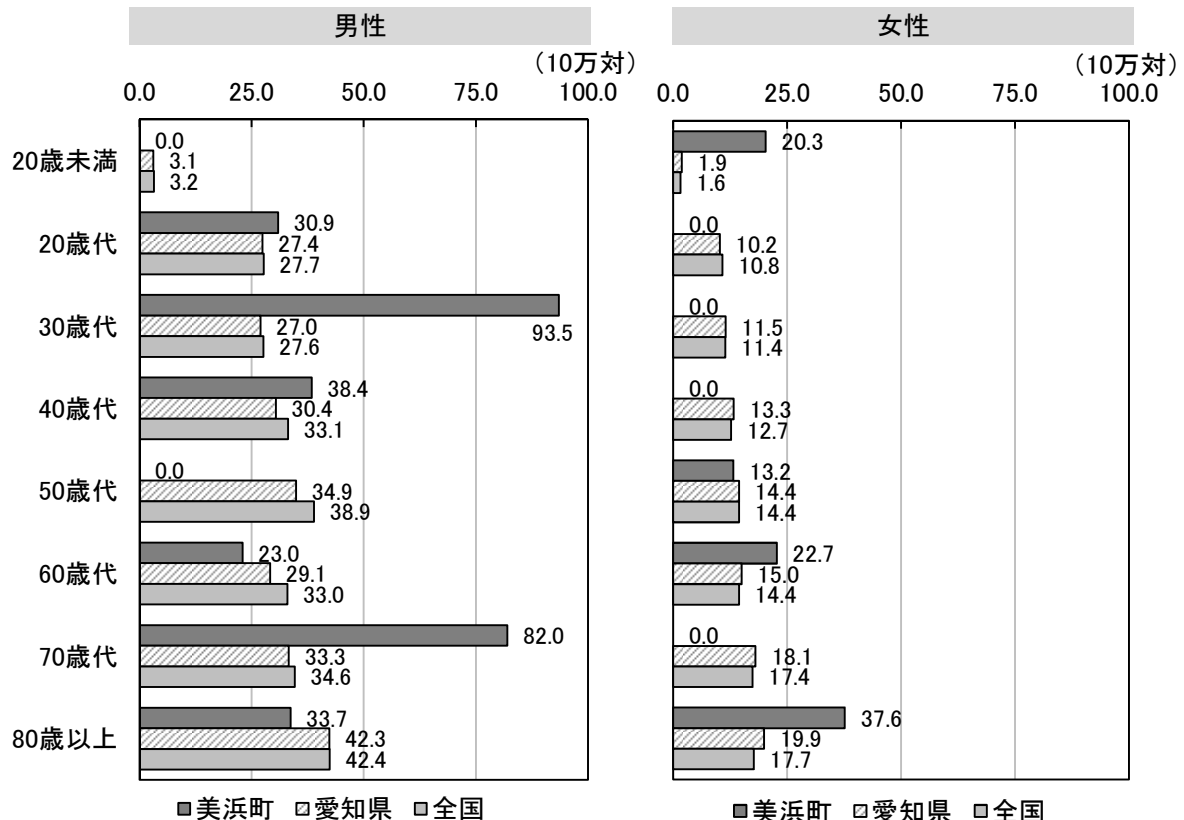
美浜町の自殺者の年代別割合は、総数では「30～39歳」が23.1%と最も高く、次いで「70～79歳」が19.2%となっています。男女別でみると、男性では「30～39歳」が31.6%と最も高く、次いで「70～79歳」が26.3%と、働き盛りの世代と高齢者が多くなっています。女性では「20歳未満」「60～69歳」「80歳以上」がそれぞれ28.6%と、若者と高齢者が多くなっています。

愛知県、全国と男女別・年代別自殺率を比較すると、美浜町では、男性の「30歳代」「70歳代」、女性の「80歳以上」が高くなっています。

■男女別・年代別自殺者の割合 (H24～H28 合計)



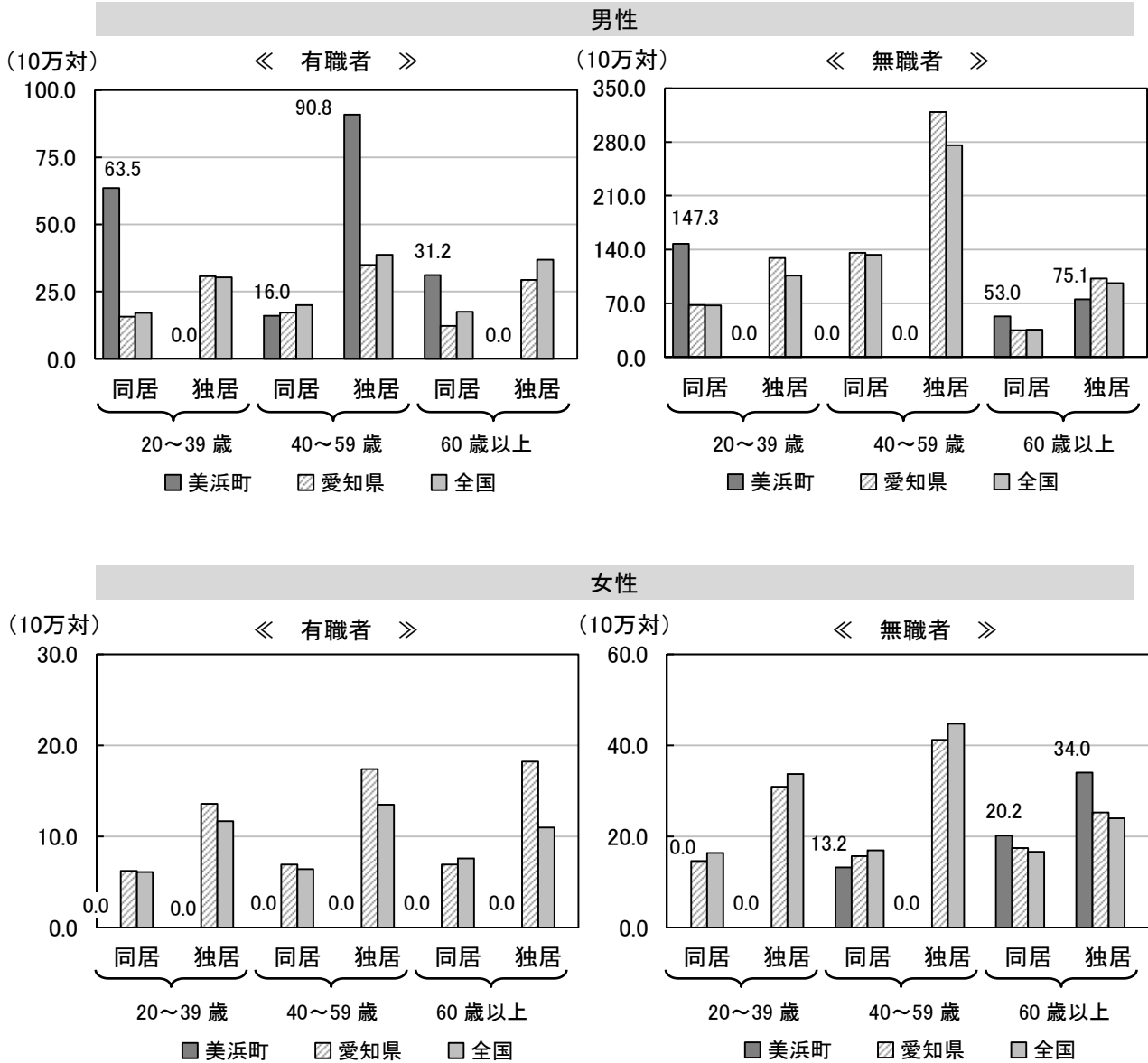
■美浜町、愛知県、全国の男女別・年代別自殺率 (H24～H28 合計)



### (3) 職業の有無、同独居別の自殺率

愛知県、全国と職業の有無、同独居別の自殺率を比較すると、美浜町では、男性は有職者の20～39歳の同居、40～59歳の独居、無職者の20～39歳の同居で高くなっています。女性は無職者の60歳以上の独居で高くなっています。

■美浜町、愛知県、全国の職業の有無、同独居別自殺率（H24～H28 合計）



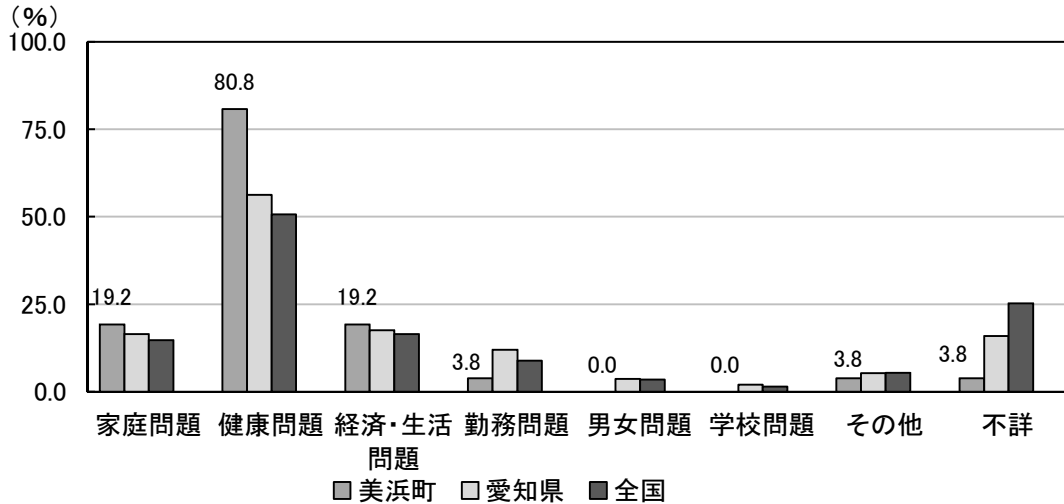
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

## (4) 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機は、「健康問題」が80.8%と最も高く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」が19.2%となっています。

愛知県、全国と比較すると、「健康問題」が高くなっています。

■美浜町、愛知県、全国の自殺の原因・動機別自殺者の割合（H24～H28 合計）



資料：自殺の統計

\* 自殺の原因・動機は健康問題が最も高くなっています。

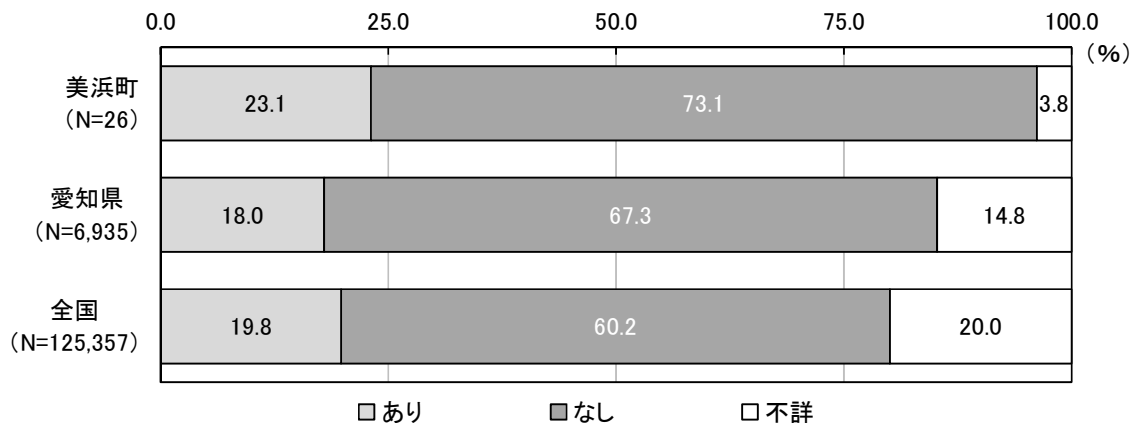
しかし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖することで起こっています。

## (5) 自殺者の未遂歴

自殺者の未遂歴「あり」は、23.1%となっています。

愛知県、全国と比較すると、美浜町ではそれぞれよりも未遂歴「あり」が高くなっています。

■美浜町、愛知県、全国の自殺者における未遂歴の有無（H24～H28 合計）



資料：自殺の統計



## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査結果の概要

住民の日頃の悩みや、自殺に対する意識などを把握し、美浜町における自殺対策の取り組みを進めていくため、「こころの健康に関する住民意識調査」を実施しました。実施概要は以下の通りとなっています。

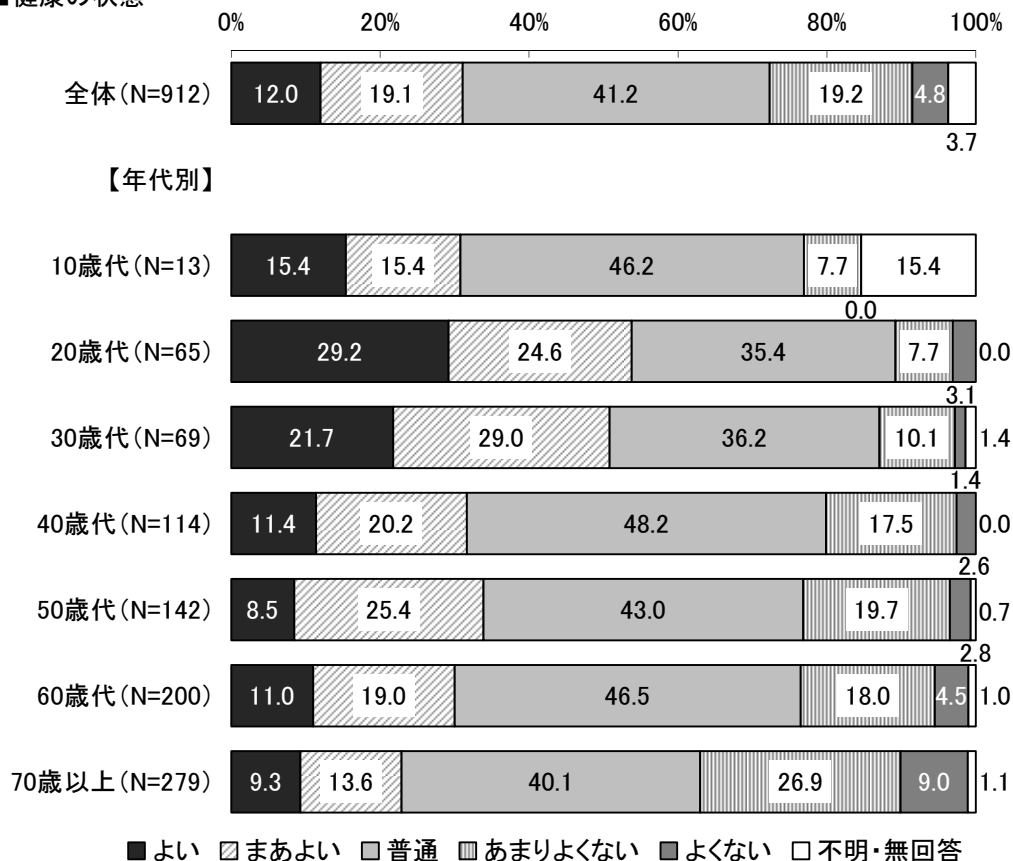
調査対象者	平成 30 (2018) 年 4 月末現在、美浜町に居住している 18 歳以上の住民より、無作為に 2,000 件抽出
調査の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 30 (2018) 年 5 月 30 日～6 月 20 日
回収率	45.6% (回収数 912 件)

### (2) 調査結果のまとめ

#### ① こころや体の状態について

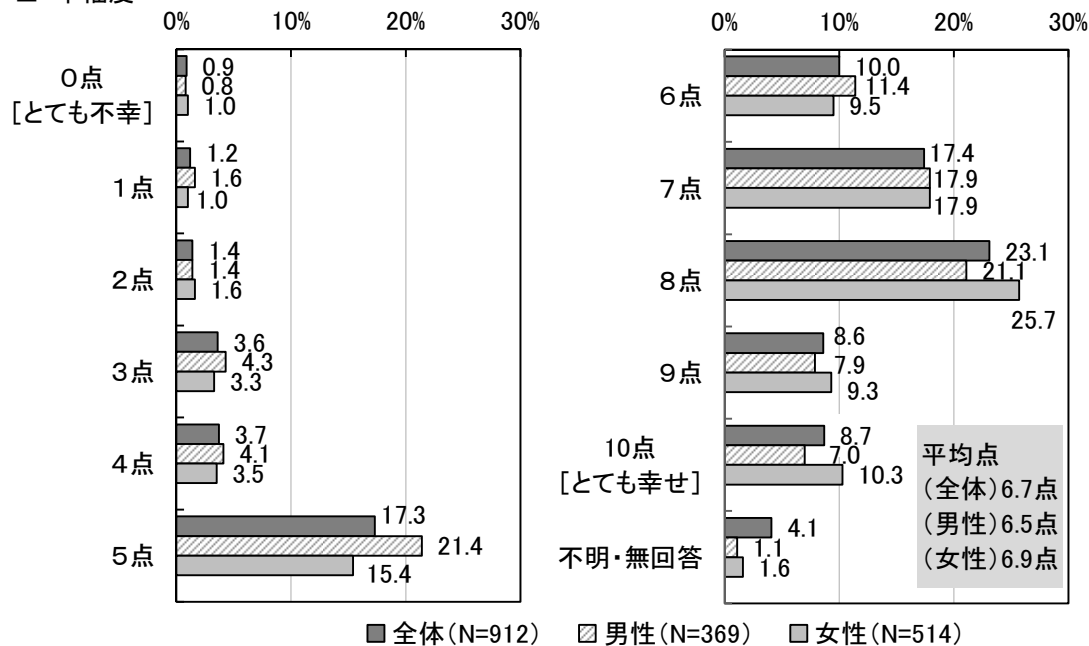
健康の状態は、『よい』（「よい」と「まあよい」）が 31.1%、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」）が 24.0%と、『よい』の方が高くなっています。年代別にみると、年代があがるほど『よくない』が高くなっています。

■健康の状態



幸福度は、「8点」が最も高く、次いで「7点」となっています。平均点は、全体で6.7点、男性で6.5点、女性で6.9点と、男性が女性よりも低くなっています。

■ 幸福度



② 悩みやストレス・相談について

悩みやストレスを感じることは、男女別・年代別では、30～50歳代男性、20歳代女性で「勤務関係の問題」、30～50歳代女性で「家庭の問題」、男女ともに60歳以上で「病気など健康の問題」が最も高くなっており、それぞれの男女別、年代で特徴がみられます。

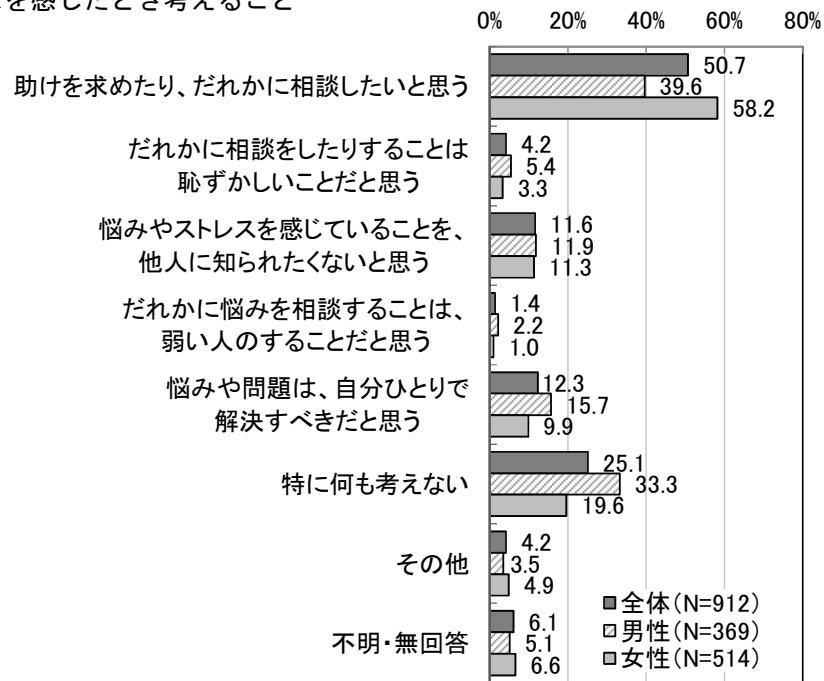
■ 悩みやストレスを感じること

(単位：%)	護・看病等)	家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護)	悩み、こころの悩み等)	病など健康の問題(自分の病気の悩み、身体)	活困窮等)	業不振、借金、失業、生	経済的な問題(倒産、事	関係、長時間労働等)	勤務関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間	結婚を巡る悩み等)	恋愛関係の問題(失恋、	業不振、教師との人間関係等)	学校の問題(いじめ、学	不満はない	悩みや苦勞、ストレス、	その他	不明・無回答
<b>【年代別・男性】</b>																	
10歳代 (N=5)	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	0.0								
20歳代 (N=24)	16.7	4.2	12.5	29.2	8.3	4.2	41.7	12.5	8.3								
30歳代 (N=32)	25.0	15.6	18.8	46.9	6.3	3.1	25.0	0.0	9.4								
40歳代 (N=40)	35.0	22.5	22.5	55.0	7.5	0.0	10.0	2.5	12.5								
50歳代 (N=65)	21.5	27.7	21.5	29.2	3.1	0.0	21.5	0.0	10.8								
60歳代 (N=85)	12.9	34.1	16.5	9.4	0.0	0.0	30.6	3.5	14.1								
70歳以上 (N=116)	12.1	46.6	5.2	0.9	0.0	0.0	25.0	6.9	19.0								
<b>【年代別・女性】</b>																	
10歳代 (N=8)	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	37.5	0.0	12.5								
20歳代 (N=41)	12.2	24.4	12.2	58.5	19.5	4.9	19.5	7.3	2.4								
30歳代 (N=37)	56.8	21.6	24.3	43.2	13.5	5.4	21.6	0.0	0.0								
40歳代 (N=74)	44.6	37.8	28.4	29.7	5.4	4.1	13.5	8.1	5.4								
50歳代 (N=76)	46.1	27.6	17.1	26.3	1.3	0.0	19.7	7.9	6.6								
60歳代 (N=114)	27.2	32.5	10.5	9.6	0.0	0.0	19.3	8.8	16.7								
70歳以上 (N=161)	9.3	37.9	6.8	0.6	0.0	0.0	30.4	5.0	22.4								

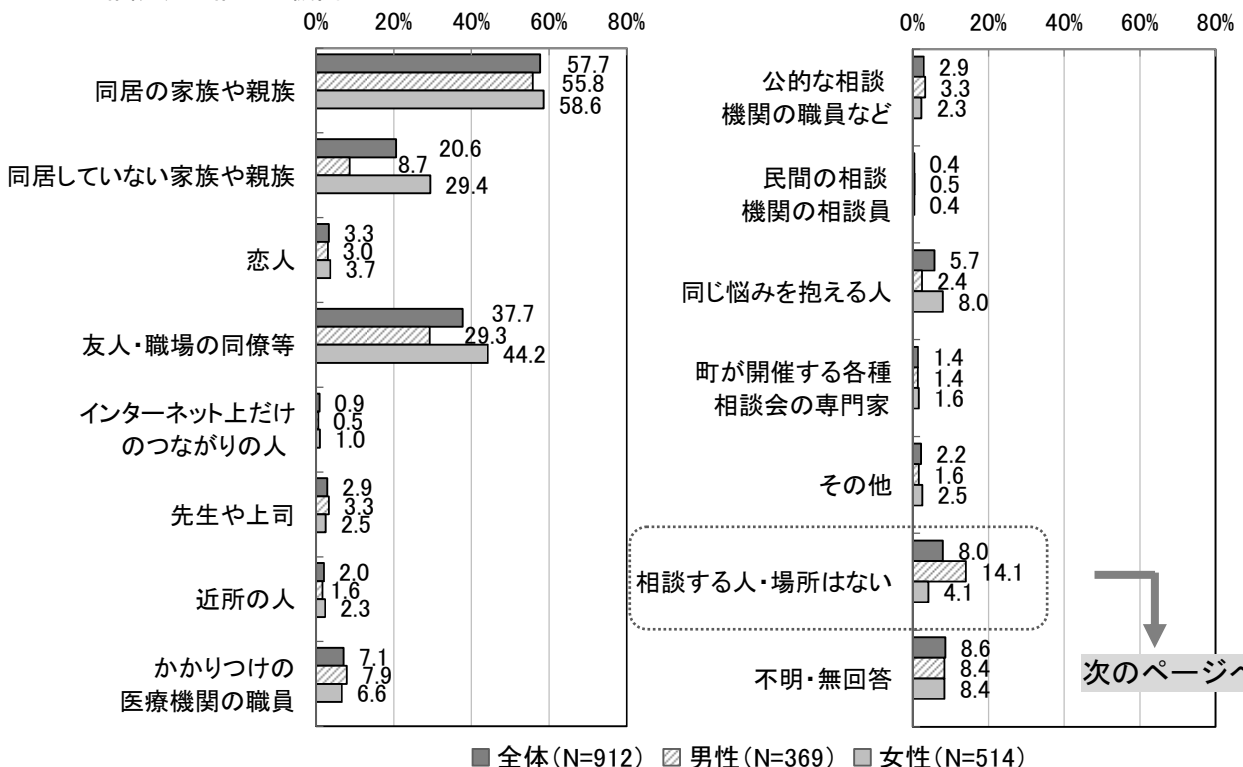
悩みやストレスを感じたとき考えることは、「助けを求めたり、だれかに相談したいと思う」が最も高く、次いで「特に何も考えない」となっています。男女別では、「助けを求めたり、だれかに相談したいと思う」が女性で、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」「特に何も考えない」が男性で、それぞれと比べて高くなっています。

相談する相手・機関は、「同居の家族や親族」が最も高く、次いで「友人・職場の同僚等」となっています。男女別では、「相談する人・場所はない」が男性で、「同居していない家族や親族」「友人・職場の同僚等」が女性で、それぞれと比べて高くなっています。男性の方が相談することに抵抗がみられます。

■悩みやストレスを感じたとき考えること



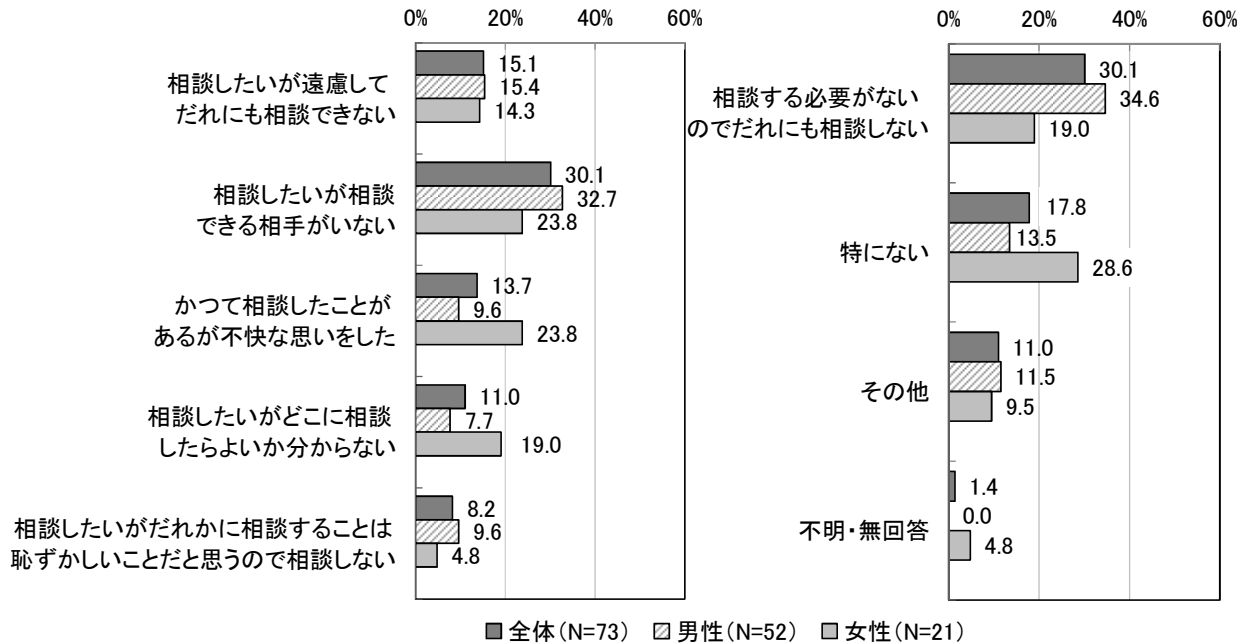
■相談する相手・機関



次のページへ

「相談する人・場所はない」と回答した人が相談しない理由は、「相談したいが相談できる相手がいない」「相談する必要がないのでだれにも相談しない」がそれぞれ最も高くなっています。男女別では、「相談したいが相談できる相手がいない」「相談する必要がないのでだれにも相談しない」が男性で、「かつて相談したことがあるが不快な思いをした」「相談したいがどこに相談したらよいか分からない」「特にない」が女性で、それぞれと比べて高くなっています。相談したいという気持ちがありながら、できていない状況が見受けられます。

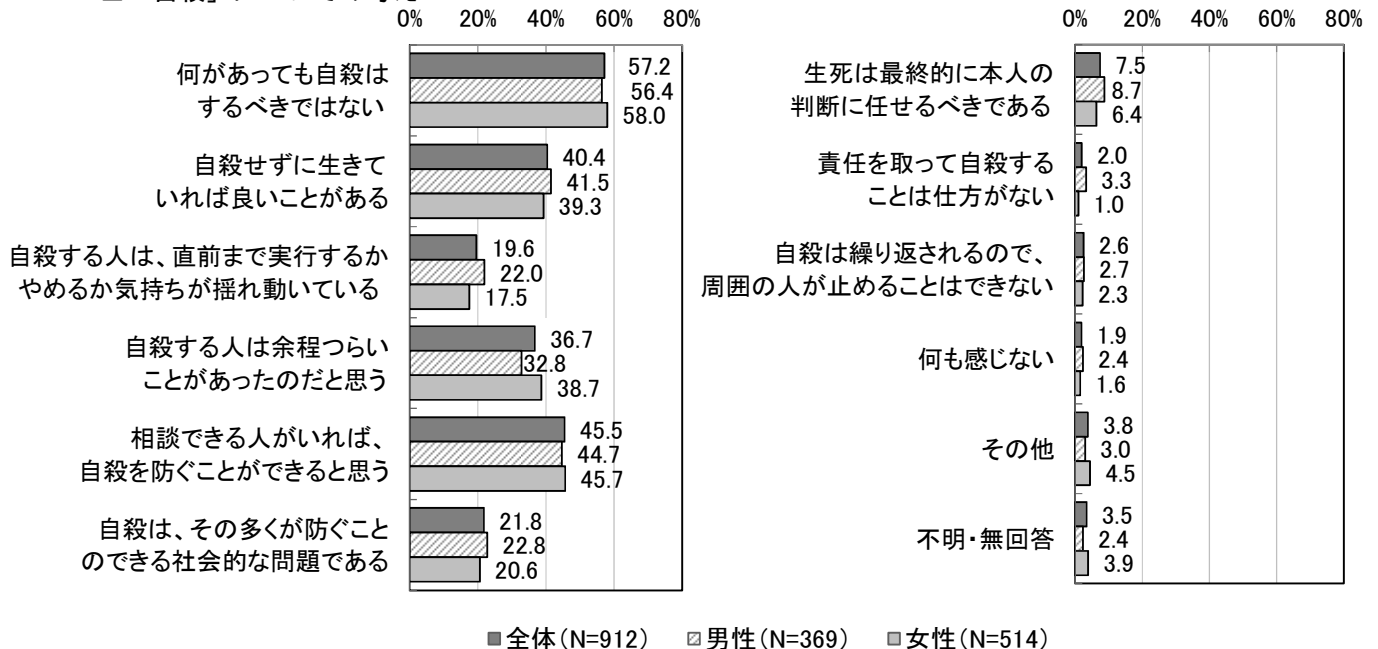
■（「相談する人・場所はない」人）相談しない理由



③ 自殺に関する考えについて

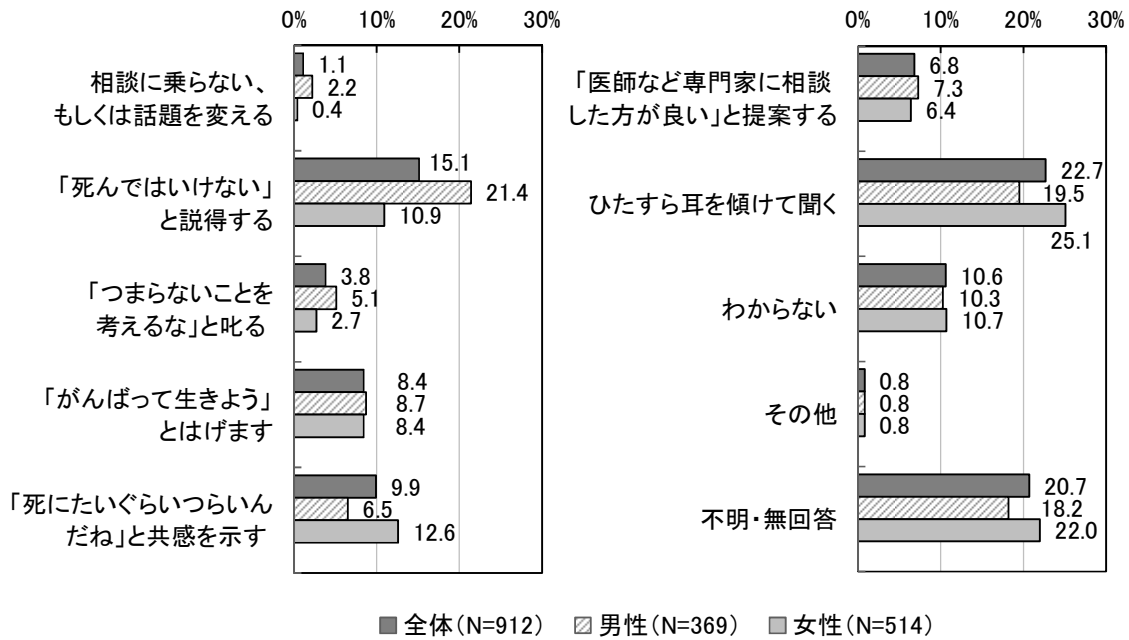
「自殺」についての考えは、「何があっても自殺はするべきではない」が最も高く、次いで「相談できる人がいれば、自殺を防ぐことができると思う」となっています。

■「自殺」についての考え



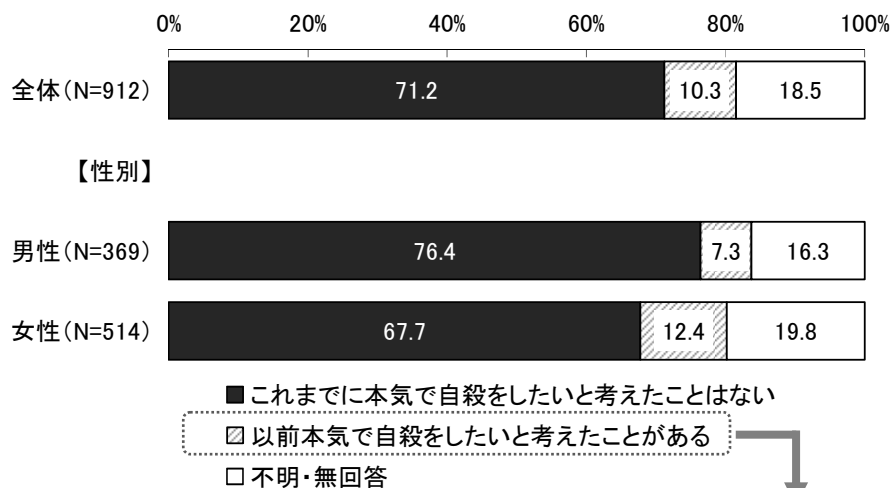
身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応は、「不明・無回答」を除いて「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も高く、次いで「『死んではいけない』と説得する」となっています。男女別では、「『死んではいけない』と説得する」が男性で、「『死にたいぐらいつらいんだね』と共感を示す」「ひたすら耳を傾けて聞く」が女性で、それぞれと比べて高くなっています。

■身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応



これまでに自殺を本気で考えたことがあるかは、「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」(\*)が10.3%となっています。男女別では、「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」が男性で7.3%、女性で12.4%と、女性が男性と比べて高くなっています。

■自殺したいと本気で考えたことがあるか

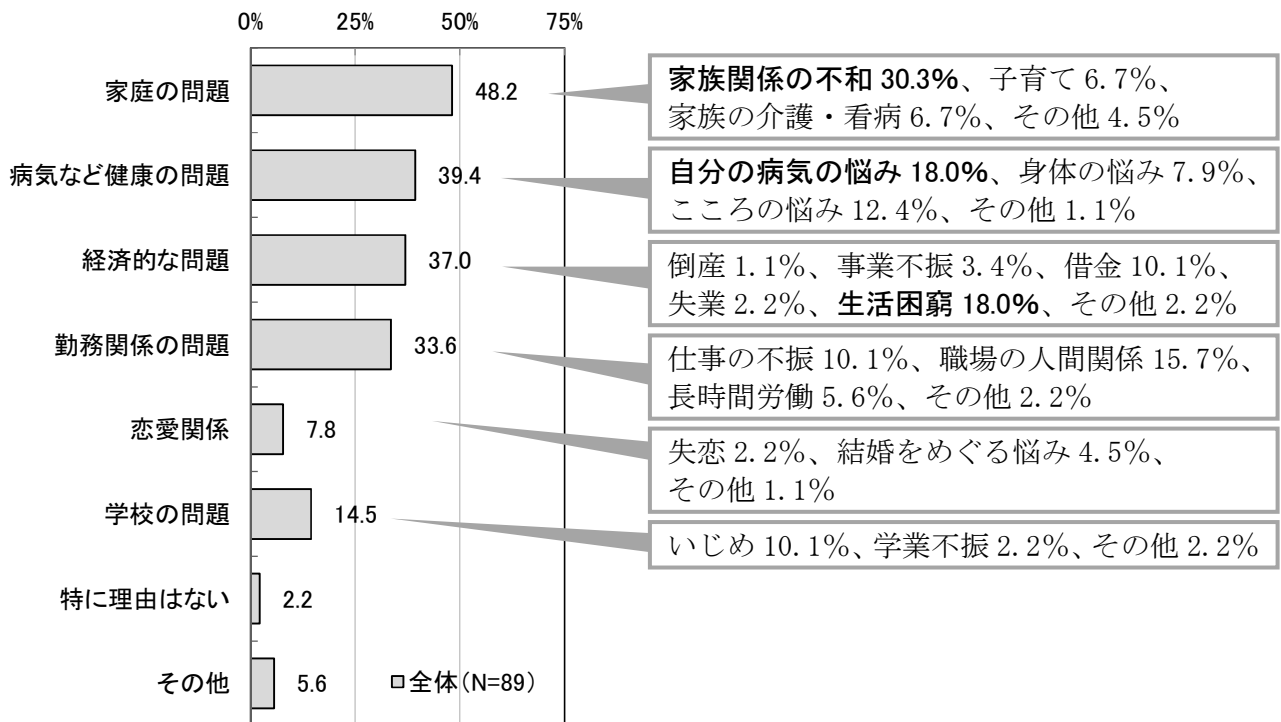


次のページへ

\*「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」は「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」「5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」の回答者割合を合算

「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」と回答した人が、自殺を考えた理由は、「家庭の問題」が最も高く、次いで「病気など健康の問題」「経済的な問題」となっています。詳細にみると、「家族関係の不和」が最も高く、次いで「自分の病気の悩み」「生活困窮」となっています。

■（「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」人）自殺を考えた理由



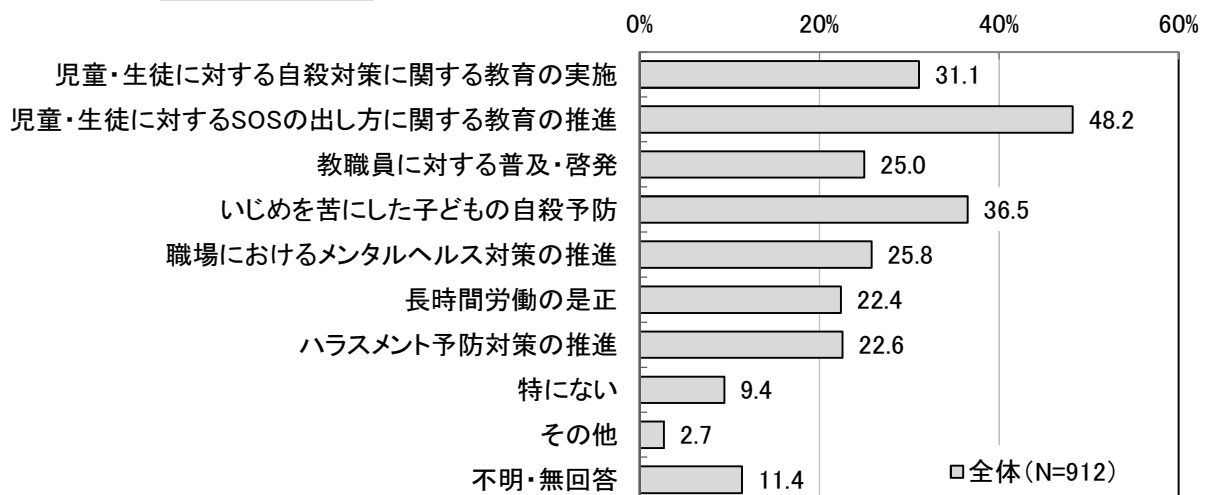
※回答を任意としたため、「不明・無回答」は除き集計

④ 今後の自殺対策について

自殺を防ぐため充実すべき対策は、【学校・職場等】では、「児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進」が最も高く、次いで「いじめを苦しめた子どもの自殺予防」となっています。

■自殺を防ぐため充実すべき対策

【学校・職場等】

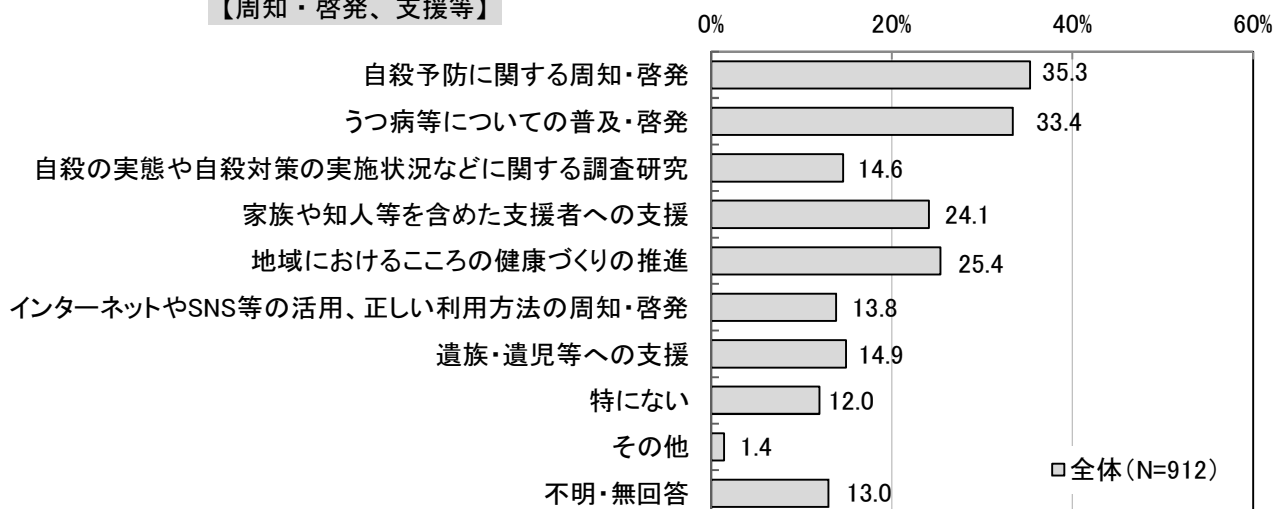


【周知・啓発、支援等】では、「自殺予防に関する周知・啓発」が最も高く、次いで「うつ病等についての普及・啓発」となっています。

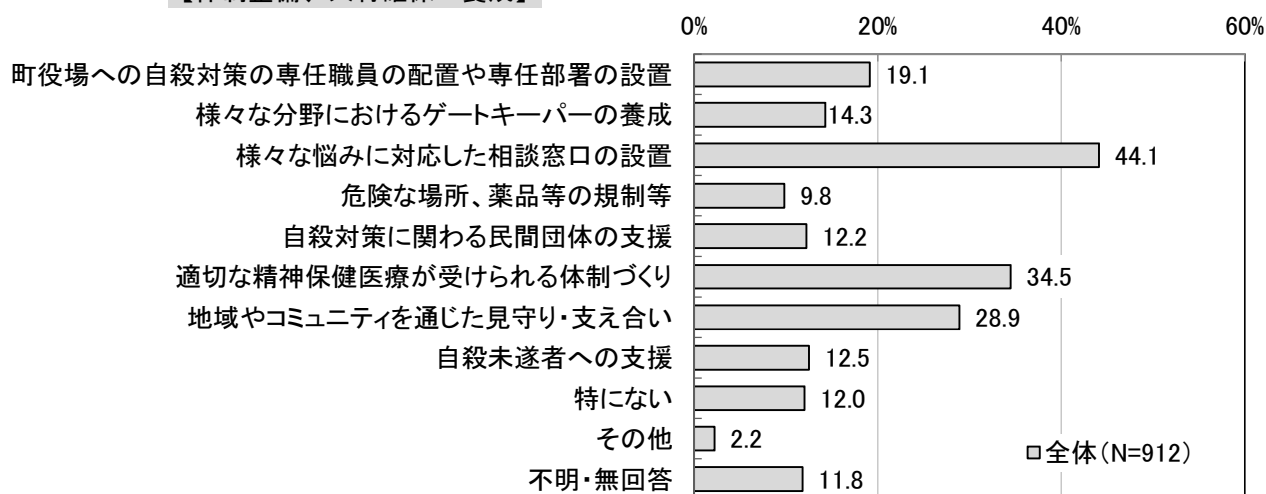
【体制整備、人材確保・養成】では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が最も高く、次いで「適切な精神保健医療が受けられる体制づくり」となっています。

■自殺を防ぐため充実すべき対策

【周知・啓発、支援等】



【体制整備、人材確保・養成】

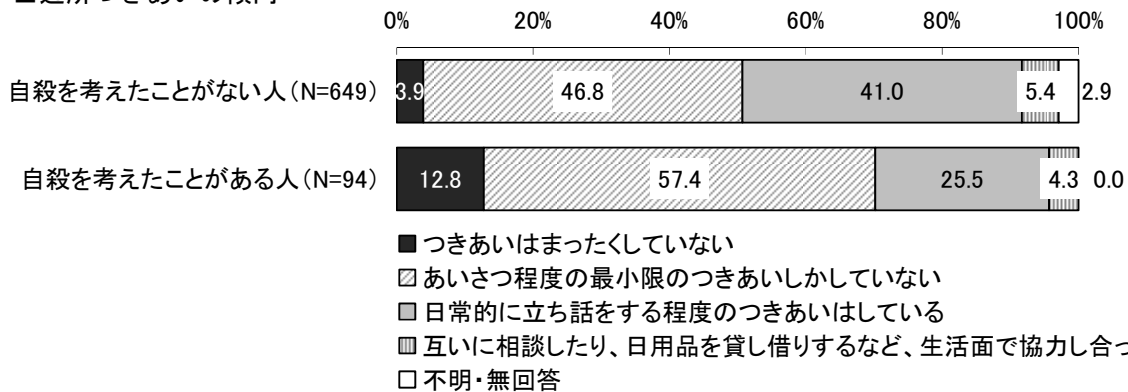


## ⑤ 自殺を考えたことがある人についての分析

11 ページ下段の調査結果で「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」と回答した人（以下「自殺を考えたことがない人」という。）と「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」と回答した人（以下「自殺を考えたことがある人」という。）の傾向を分析しました。

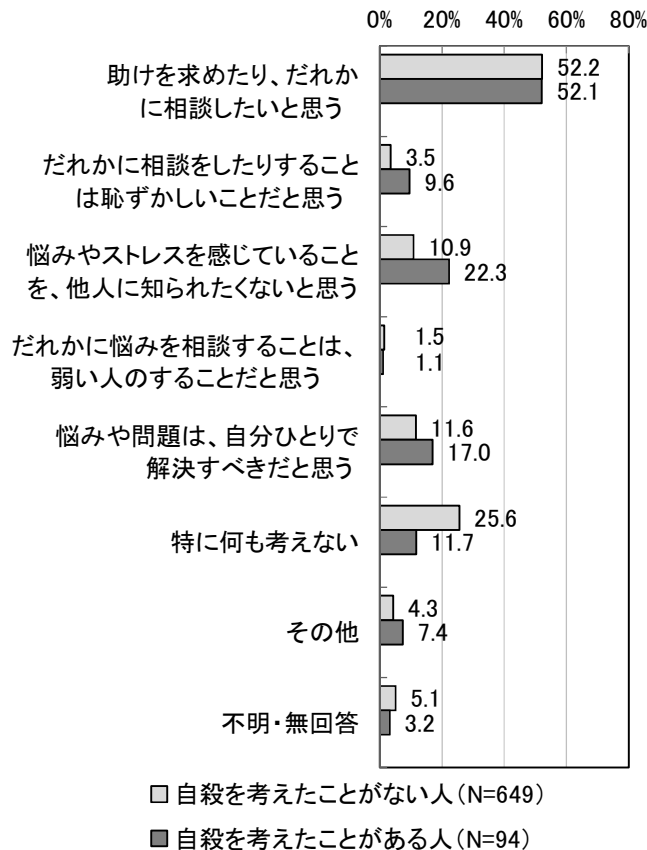
近所づきあいの傾向について、自殺を考えたことがある人は、自殺を考えたことがない人と比べて、「つきあいはまったくしていない」「あいさつ程度の最小限のつきあいしかしていない」が高く、近所づきあいが希薄な傾向がみられます。

### ■近所づきあいの傾向



悩みやストレスを感じたとき考えることについて、自殺を考えたことがある人は、自殺を考えたことがない人と比べて、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」等が高く、相談することへの抵抗感がみられます。

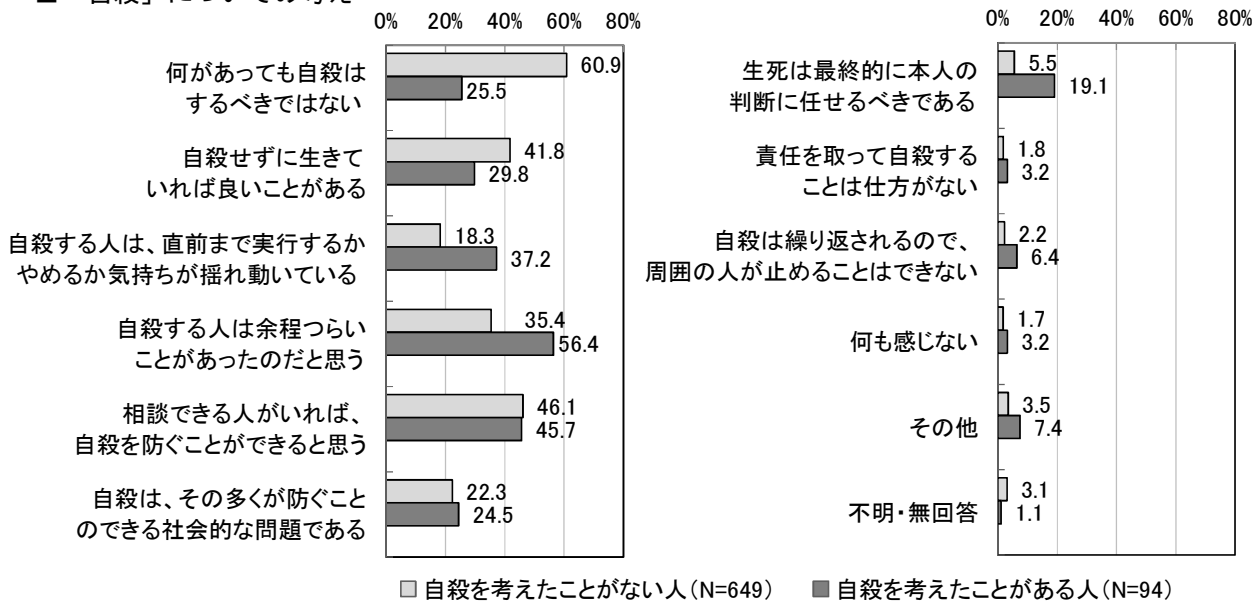
### ■悩みやストレスを感じたとき考えること





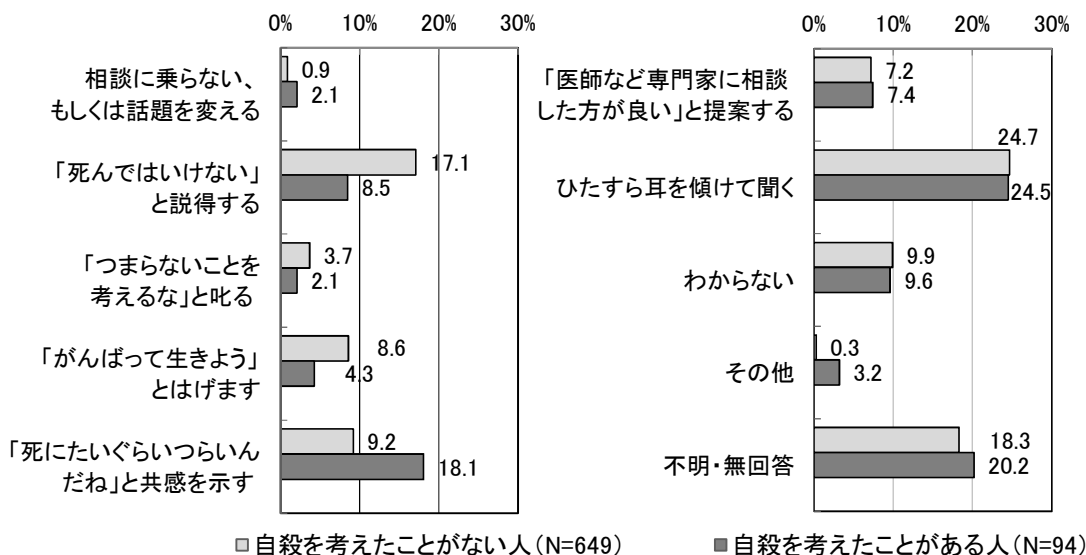
「自殺」についての考えについて、自殺を考えたことがある人は、自殺を考えたことがない人と比べて、「自殺する人は余程つらいことがあったのだと思う」「自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている」等、自殺への理解を示す項目が高くなっています。一方で、「何があっても自殺はするべきではない」「自殺せずに生きていけば良いことがある」といった生きることに肯定的な項目は、低い傾向がみられます。なお、「相談できる人がいれば、自殺を防ぐことができると思う」は自殺を考えたことがない人と大きく変わらない結果となっています。

■ 「自殺」についての考え



身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応について、いずれも「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も高くなっていますが、自殺を考えたことがある人は、自殺を考えたことがない人と比べて、「『死にたいぐらいつらいんだね』と共感を示す」が高く、「『死んではいけない』と説得する」「『がんばって生きよう』とはげます」が低くなっています。説得や前向きな言葉より、共感を示すことが求められています。

■ 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応



---

---

## 第3章

# 美浜町における現状・課題のまとめ

---

---

## 1 自殺対策施策の全般的な現状・課題

### (1) まち全体で連携した自殺対策の推進

美浜町の自殺者数は、ここ10年間では毎年10人以下となっていますが、毎年自殺者がみられます。また、アンケート調査によると、「以前本気で自殺をしたいと考えたことがある」割合が、1割程度みられます。統計からみると、自殺の原因・動機としては「健康問題」が最も高くなっていますが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しています。アンケート調査では、自殺を考えた理由として、「家庭の問題」が最も高く、次いで「病気など健康の問題」「経済的な問題」となっています。そのため、当事者と接する庁内外の関係部署、関係団体等が連携を図りながら、まち全体で自殺対策に取り組むことが求められます。

### (2) 悩みを受けとめられる相談体制の充実や人材の育成

アンケート調査によると、自殺を考えたことがある人は、悩みを相談することへの抵抗感がみられたり、「死にたい」と打ち明けられたときの対応について、説得や前向きな言葉よりも、共感や理解を示す対応を求める傾向がみられました。こうした結果を踏まえ、自殺につながる悩みを抱えている人を受けとめられる相談体制の充実や、ゲートキーパー<sup>1</sup>等の適切な対応ができる人材の育成が求められます。

### (3) 自殺予防のための普及・啓発

アンケート調査によると、自殺を防ぐため充実すべき対策として、【学校・職場等】では「児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進」が最も高く、【周知・啓発、支援等】では、「自殺予防に関する周知・啓発」が最も高く、次いで「うつ病等についての普及・啓発」となっています。自殺に追い込まれることは「だれにでも起こり得る危機」であることを理解し、悩みやストレスがある人に寄り添えるような意識づけや、辛い時に助けを求められるような考え方の普及・啓発が求められます。

---

<sup>1</sup>自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられる。

## 2 対象別にみた重点課題

### (1) 子ども・若者への支援

近年、国全体で自殺率は低下傾向となっておりますが、20歳未満は平成10（1998）年以降おおむね横ばいとなっております。美浜町でも、「20歳未満」の女性において、自殺者の割合が高くなっています。平成28（2016）年の「自殺対策基本法」の改正では、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれており、特に若者の自殺対策をいっそう推進する必要があります。児童生徒のおかれた状況に応じて適切な対応ができるよう、学校をはじめとした関係機関の連携が求められます。

### (2) 高齢者への支援

美浜町では高齢化が進行しており、家族形態やライフスタイルの多様化により高齢者のみの世帯も増加しています。美浜町では、「70～79歳」の自殺者の割合が高く、また、愛知県や全国と比較すると、60歳以上の女性の無職者の自殺率が高くなっています。

アンケート調査によると、高齢になるほどこころや体の状態について、『よくない』割合が高くなる傾向があり、悩みやストレスを感じることで、60歳以上では「病気など健康の問題」が最も高くなっています。加齢に伴い健康に関する不安が生じるため、その対策や、閉じこもり等が身体的・精神的不調を招かないよう、孤立を防止することが求められます。

### (3) 生活困窮者・無職者への支援

統計によると、美浜町の自殺の原因・動機において「経済・生活問題」が2番目に高くなっています。また、アンケート調査では、悩みやストレスを感じることで30～50歳代では「経済的な問題」が2割前後みられます。

一般的に自殺に至る背景として、健康問題に分類される「うつ病」の前には、失業や負債による生活苦を併せて抱えている状況も多くみられます。また、生活困窮の状況では、経済的な課題だけでなく、心身の健康問題、虐待、介護、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱えやすくなっています。こうした状況を踏まえ、個々の状況に応じて、様々な分野の関係者が密接に連携することが求められます。

---

---

## 第4章

# 計画の基本的な考え方

---

---

### 1 基本理念

#### 地域でみんなが活躍でき、共生を実現するまち みはま

平成30（2018）年3月に策定した「美浜町地域福祉計画」では、「地域でみんなが活躍でき、共生を実現するまち みはま」という基本理念を定めました。この基本理念には、住民みんなが互いを認め合い、支え合いながら、いきいきと地域で活躍し、しあわせに暮らせるまちにしたい、という思いが込められています。

本計画においても、この基本理念を踏まえて、自殺対策に取り組むことが求められます。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、だれにでも起こりうる可能性があります。そのため、辛いこと、困難なことに直面した際に「助けを求めてもいい」と思えることが大切です。また、相談を受けとめる側が思いやりを持ち、適切な理解のもとで対応することも重要です。

以上から、本計画においても、基本理念を「美浜町地域福祉計画」と同様に「地域でみんなが活躍でき、共生を実現するまち みはま」と定め、自殺対策の取り組みを推進します。

## 2 施策体系

美浜町の現状・課題を踏まえるとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」に基づき、5つの基本施策と3つの重点施策を定めます。

### 1 基本施策

基本施策	項目
1 地域におけるネットワークの強化	(1) 庁内全体での自殺対策の推進 (2) 各分野における連携体制の充実
2 自殺対策を支える人材の育成	(1) 職員を対象とする研修 (2) 住民を対象とする研修
3 住民への啓発と周知	(1) 様々な媒体を活用した情報提供 (2) 住民向け講座等の開催
4 生きることの促進要因への支援	(1) 多様な居場所づくり (2) 心身の健康づくりの推進 (3) 多様な相談の実施 (4) 支援を求める人への様々な生きる支援の実施
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	(1) SOSの出し方に関する教育の実施 (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

### 2 重点施策

1 子ども・若者への支援	2 高齢者への支援	3 生活困窮者・無職者への支援
--------------	-----------	-----------------

## 3 数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、2026年までに人口10万人当たりの自殺死亡者数を3割以上減少させることを目標としています。美浜町では、毎年数人の自殺者が出ていますが、ここ10年間では毎年10人未満となっています。こうした状況を踏まえ、美浜町では「だれも自殺に追い込まれることがない」ことをめざし、数値目標は、計画最終年度である2026年度までに自殺者数を0人とします。

# 第5章 基本施策

## 1 地域におけるネットワークの強化

自殺は、当事者の性格と、健康問題、経済・生活問題、人間関係、地域や職場の環境等、様々な要因が関係し合っ起こります。そのため、状態が深刻化する前に複合的な課題に対応できるよう、関係機関のネットワークづくりが大切です。市内での連携強化をはじめ、地域の関係機関との連携を推進します。

### (1) 市内全体での自殺対策の推進

#### ● 地域のネットワークづくり

- ・美浜町内の関係団体や関係機関が交流できる場の設置、情報提供により、地域のネットワークづくりを促進し、地域における自殺の予防・早期の支援へと結びつけます。

#### ● 「地域福祉計画ワーキング部会」での自殺対策施策の検討

- ・「地域福祉計画ワーキング部会」において、自殺対策について検討し、関係団体・関係機関の連携体制を構築するとともに、自殺対策施策の推進を図ります。

### (2) 各分野における連携体制の充実

#### ● 横断的な子ども・若者支援の充実

福祉課、健康・子育て課、  
生涯学習課、学校教育課

- ・行政内部の関係部署、大学・教育機関等の外部の関係機関と連携して、ニートや引きこもり、発達障害などの精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組みます。
- ・青少年を守る会（育てる会）等と連携し、家庭・学校・地域が一体となった取り組みを推進します。

#### ● 地域包括ケアシステムの深化

福祉課、健康・子育て課

- ・「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」を中心としながら、個別の施策実施を検討します。
- ・医療・介護の専門多職種が連携することで、地域での包括的なケアという目的意識を共有し、地域課題の解決とネットワークの強化を図ります。

● 障害福祉施策の充実	福祉課、健康・子育て課、学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援協議会において障害福祉分野の困難ケースや地域に共通する課題について検討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組みに活かします。</li> <li>・ 相談支援事業所間のネットワーク化を図り、緊密な連携のもとで迅速かつ的確に問題解決等が行われる相談支援を推進します。また、保健・医療・福祉・就労・教育等、多分野にわたる相談・支援に対応できるよう、庁内関係部署、関係機関の連携を強化します。</li> <li>・ 障害者団体、ボランティア団体との連携の促進を図ります。</li> </ul>	
● 児童虐待防止の連携体制の充実	健康・子育て課、学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子のこころの健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>・ 児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、里親制度等の普及に努めます。</li> </ul>	

## 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するには、直接的に自殺対策に関わる人材の確保・育成を図ることはもちろん、悩みを抱えている人と接する住民一人ひとりが自殺対策への意識を持ち、自殺の危険を示すサインに気づいて適切に対応することが大切です。幅広い分野における研修等において、自殺対策に関する意識づけを行います。

### (1) 職員を対象とする研修

● 職員研修を通じた人材育成	秘書課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内で実施する職員研修において、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパー研修等を行います。</li> <li>・ 職員研修で自殺未遂者への対応方法や、相談窓口等について周知し、自殺対策への意識を高めるとともに、職員へのこころのケアを行います。</li> </ul>	
● 教職員研修における自殺対策の意識づけ	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。</li> </ul>	
● 地域保健スタッフの質の向上	健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加し、職員全体に正しい知識を普及・啓発します。</li> </ul>	

## (2) 住民を対象とする研修

● 自殺予防ゲートキーパーの養成	福祉課、健康・子育て課
・「いのちの門番」であるゲートキーパーの養成研修会を広く住民に実施します。	
● 民生・児童委員への研修	福祉課
・民生・児童委員を対象に、DVや児童・高齢者虐待の予防についての研修会を実施する際に、自殺対策についての意識啓発を図ります。	

## 3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは「だれにでも起こりうる危機」であり、だれもが当事者となりうる重大な問題です。しかし、そこに至るまでの心情や背景が理解されにくい実情があります。危機に陥った場合に相談し、助けを求めることが社会全体で共通の認識となるよう、住民の理解促進を図る必要があります。様々な媒体や機会を通じて、自殺についての適切な認識を高める啓発と周知を進めます。

### (1) 様々な媒体を活用した情報提供

● 自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施	福祉課
・自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）に自殺対策の啓発物品等を配布し、周知を図ります。	
● 自殺対策の啓発	福祉課、健康・子育て課
・自殺対策に関するリーフレットや啓発グッズを町役場や保健センター等の公共施設で配布し、広く周知・啓発を図ります。	
● こころの健康に対する情報提供	健康・子育て課、福祉課
・広報誌・ホームページ等によるメンタルヘルス等の情報提供を行います。	

### (2) 住民向け講座等の開催

● こころの健康に対する知識の普及	健康・子育て課
・健康に関する出前講座や家庭訪問により、ストレス発散法、睡眠のとり方等の知識の普及を図ります。	
● 人権教育の実施	住民課
・保育所、こども園、小中学校において、自殺の要因につながる様々な人権侵害について学ぶ機会を設けます。	



## 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策においては、「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を取り除く取り組みだけでなく、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やすことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。そのため、心身の健康に資する取り組みや、多様な相談支援や居場所づくり、その他様々な課題を抱える人への支援等、生きることへの包括的な施策を推進します。

### （1）多様な居場所づくり

● 子どもや保護者の居場所づくり	健康・子育て課、福祉課、生涯学習課
・児童を対象とした放課後児童クラブや、子育て家庭の情報交換や交流の場である「おもちゃ図書館」や「おもちゃ病院」、「親子ふれあい広場」、「家庭教育講座」、障害のある子どもの余暇支援の場「みみたっ子ひろば」等、子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりを推進します。	
● 高齢者の地域の居場所づくり	福祉課、健康・子育て課、生涯学習課
・各地域でのサロン活動や、老人クラブ活動、寿大学の実施等を通じて、高齢者が気軽に交流でき、閉じこもり防止や介護予防につながる居場所づくりを進めます。	
● 体育協会、みはまスポーツクラブなどの充実	生涯学習課
・体育協会、スポーツ少年団、みはまスポーツクラブなどへの支援を通じて、住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境を充実します。	
● 子ども食堂の実施支援	健康・子育て課、福祉課
・団体と連携し、食事の提供や学習支援を行う「子ども食堂」の実施を支援します。	

### （2）心身の健康づくりの推進

● 健康教育・健康相談体制の充実	健康・子育て課
・関係機関や関係部署との連携のもと、ライフステージや障害の有無等に応じた各種健診・訪問指導・健康教育等を実施します。特に、生活習慣病の予防等のための健康教育・健康相談等の体制の充実を図ります。	
・住民一人ひとりが健康に関心を持ち、生きがいや楽しみを持ちながら、安心して生活を送ることができるよう、地域における健康づくり活動の促進や、広報誌、パンフレット等による情報提供を図ります。	
● 精神疾患患者への支援	福祉課、健康・子育て課
・うつ病等精神疾患患者に対して、利用できる医療制度の周知や、身近な地域での見守り、声かけのできる人材の育成、相談窓口の紹介を実施するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。	

### (3) 多様な相談の実施

<p>● 地域における相談支援の充実</p>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談機関や専門相談機関等と連携し、複雑で多様な相談に対応できる体制の構築を図ります。</li> <li>・社会福祉協議会、区長、民生・児童委員、地域の団体、ボランティア等が連携を強化し、情報共有や相談を行います。</li> </ul>	
<p>● 心配ごと相談と法律相談の実施</p>	住民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浜町福祉センター等において、月2回の「心配ごと相談」と、弁護士による「法律相談」を実施します。</li> </ul>	
<p>● 子育て家庭に対する相談の実施</p>	健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠や子どもの健康、発達等について、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、保健センターで相談支援を行います。</li> <li>・訪問や電話による相談支援を充実します。</li> </ul>	
<p>● 高齢者への相談支援の実施</p>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防、日常生活支援、総合相談支援、権利擁護、家族介護支援などを包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行う高齢者総合相談事業の充実を図ります。</li> </ul>	
<p>● 障害のある人やその家族への相談支援の実施</p>	福祉課、健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知多南部相談支援センターをはじめ、町内における相談支援事業所、町役場窓口等、それぞれの相談支援機能の充実・強化を図ります。</li> <li>・障害の状態等に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所と連携して相談支援専門員の養成・確保と、相談支援の質の向上に取り組みます。</li> <li>・様々な相談や手続きへの対応をはじめ、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携強化等、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口の設置に向けて、広域的な検討を図ります。</li> <li>・身近な地域の相談者として、民生・児童委員や、障害当事者によるピアカウンセリングなどの活動を支援します。</li> <li>・公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携し、障害のある人に対する職業紹介、職業訓練等の支援へとつなげます。</li> </ul>	
<p>● 障害児相談支援の充実</p>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての通所支援利用者が、障害児相談支援による適切なケアマネジメントを受けることができる体制の整備を進めます。</li> <li>・地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターの設置に向けて、広域的な検討を進めます。</li> </ul>	

● <b>健康相談の実施</b>	健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回程度、医療機関の医師や専門スタッフによる「健康相談」を実施し、うつ病などの早期発見に取り組みます。</li> <li>・窓口や電話による健康相談を随時行います。</li> </ul>	
● <b>DVに関する相談の実施</b>	福祉課、健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの被害者や第三者が安心して相談・通報できる相談窓口を設置します。</li> </ul>	
● <b>消費生活に関する相談の実施</b>	産業課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談員による講座などを通じて、地域や職場などで消費生活に関する意識啓発に取り組めます。</li> <li>・窓口や電話による相談支援を充実します。</li> </ul>	

#### (4) 支援を求める人への様々な生きる支援の実施

● <b>高齢者への見守りの強化</b>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民、ボランティア団体、NPO等と協力しながら、ひとり暮らし高齢者世帯の見守り等を行う見守りネットワークを構築します。</li> <li>・企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域での孤独死の未然防止並びに認知症による徘徊、その他異変の早期発見及び早期対応を行うため、地域見守り活動を推進します。</li> <li>・支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、安否の確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達する訪問給食サービス事業を実施します。</li> </ul>	
● <b>認知症高齢者への見守り</b>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者への見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに、地域の医療・介護・福祉の関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	
● <b>権利擁護事業の推進</b>	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら意思決定することが困難な高齢者や障害のある人等に対して、NPO法人知多地域成年後見センターや美浜町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進めます。</li> <li>・市民後見人の理解促進と養成を図ります。</li> </ul>	
● <b>虐待防止施策の推進</b>	福祉課、健康・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者、障害のある人等への虐待について、関係機関と連携した迅速な対応を実施します。</li> </ul>	
● <b>ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>	健康・子育て課、福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の自立支援について、子育て短期支援事業、保育などを利用する際の配慮等、各種支援策を推進するほか、県と連携して、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。</li> </ul>	

● 経済的に困難を抱えた家庭への支援	福祉課、健康・子育て課
・知多福祉相談センターと連携し、生活困窮者自立支援制度における家庭を対象とした児童の養育相談、保護者の就労支援等を実施します。	
● 妊婦や保護者の不安を解消する支援	健康・子育て課
・妊娠届出時にうつ病の既往歴等に関するアンケートを行い、保健師等による全数面接を実施し、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援を行います。	
・妊婦健康診査、乳幼児健康診査を実施し、安全な妊娠、出産、子育てに向けた情報提供を充実します。	
・「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施します。	

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が重大な社会問題となるなか、平成28(2016)年4月の「自殺対策基本法」の改正では、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれています。

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、様々な困難やストレスに直面した際、助けを求めるなどの対処を取ることができるような教育を推進することで、児童生徒が自殺に追い込まれない環境づくりを進めます。

### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

● 「いのちの教育」の推進	学校教育課
・児童生徒が自分や他の人のいのちや人権を大切にできるよう「いのちの教育」を推進します。	
● スクールカウンセラーの派遣	学校教育課
・スクールカウンセラーの派遣により、児童生徒や保護者等のこころのケアを実施します。	
● スクールソーシャルワーカーの派遣	学校教育課
・スクールソーシャルワーカーの派遣により、重大な困難を抱えた家庭に対し、社会保障等の相談を行います。	

### (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

● いじめ・不登校への対応	学校教育課
・いじめ・不登校の問題について、家庭や地域との連携を強化した取り組みを推進します。	
● いじめ・非行防止連携協定の締結	学校教育課
・「学校警察連携制度」の協定を締結した美浜町教育委員会と半田警察署が連携し、児童生徒のいじめや非行の防止などに取り組みます。	

# 第6章

## 重点施策

国が美浜町の自殺の状況をまとめた「地域自殺実態プロファイル」では、美浜町で自殺のリスクが高くなっている対象が示されています。重点施策は、それらの対象に向けて、美浜町として注力的に取り組む自殺対策施策を設定しています。

### 1 子ども・若者への支援

身体的・精神的に成長・発展途中にある子どもや若者は、学校生活や家庭生活において人間関係や学業、生活環境等の様々なストレスを感じると、将来にわたり精神的な影響を及ぼす可能性があります。美浜町でも、子ども・若者の自殺が重大な課題となっているため、自殺のリスクを低下させるための多面的なアプローチを進めます。

● 「いのちの教育」の推進	学校教育課
・児童生徒が自分や他の人のいのちや人権を大切にできるよう「いのちの教育」を推進します。	
● 教職員研修における自殺対策の意識づけ	学校教育課
・いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。	
● 横断的な子ども・若者支援の充実	福祉課、健康・子育て課、 生涯学習課、学校教育課
・行政内部の関係部署、大学・教育機関等の外部の関係機関と連携して、ニートや引きこもり、発達障害などの精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組みます。	
・青少年を守る会（育てる会）等と連携し、家庭・学校・地域が一体となった取り組みを推進します。	

## 2 高齢者への支援

高齢者の自殺は、死別や離別、病気等から、閉じこもりや抑うつ状態となり、孤独・孤立に陥ることが要因となる傾向がみられます。こうした特性を踏まえつつ、それぞれの状況に応じた自殺対策への取り組みが必要です。美浜町や関係機関が実施する様々な高齢者福祉施策において連携を図り、高齢者に対し、生きることへの包括的な支援を進めていきます。

<b>● 高齢者への相談支援の実施</b>	<b>福祉課</b>
・介護予防・日常生活支援・総合相談支援・権利擁護・家族介護支援などを包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行う高齢者総合相談事業の充実を図ります。	
<b>● 高齢者の健康づくりの推進</b>	<b>福祉課、健康・子育て課</b>
・関係機関や関係部署との連携のもと、高齢者に対して、各種健診・訪問指導・健康教育等を実施します。	
・一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業として多様な介護予防事業を推進します。	

## 3 生活困窮者・無職者への支援

経済的な困窮は、多様かつ複合的な自殺の背景のなかでも大きなリスク要因となっています。生活困窮者自立支援制度をはじめ、生活困窮者への経済的な支援や自立につながる取り組みを一体的に推進するとともに、生活困窮に陥っていても必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱えている人を把握し、支援へとつなぎます。

<b>● 関係機関のネットワークの強化</b>	<b>福祉課</b>
・生活困窮者や無職者等の課題が深刻化する前に早期発見し、複合的な課題に対応するため、様々な関係機関が横断的な連携を図ります。	
<b>● 相談窓口及び制度の周知・啓発</b>	<b>福祉課</b>
・就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。	

---

---

# 第7章

## 推進体制

---

---

### 1 計画の推進

本計画が実行性を持ち、着実に自殺対策施策を推進するためには、庁内が一体となって施策に取り組むことが大切です。関係部署が緊密な連携を図り、施策を推進します。また、美浜町における取り組みだけでなく、周辺地域や関係機関とも連携することで、自殺の要因となりうる様々な課題に対する多面的なアプローチを図ります。

### 2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、各福祉分野の庁内外の関係者等により構成され、各計画の進行確認・評価及び審議を行う「地域福祉審議会」により行います。「地域福祉審議会」においては、PDCAサイクル（PLAN（計画策定）、DO（実行）、CHECK（検証・評価）、ACTION（見直し））にそって、検証・評価し、改善を図ります。

進捗管理する内容としては、数値目標の達成状況や、各施策の推進状況等について確認します。

---

---

## 策定までの経過

---

---

年月日	内容
平成 30 年 5 月 30 日 ～ 6 月 20 日	こころの健康に関する住民意識調査の実施
平成 30 年 10 月 25 日	第 1 回美浜町自殺対策計画策定委員会
平成 31 年 1 月 7 日	第 2 回美浜町自殺対策計画策定委員会
平成 31 年 1 月 21 日 ～ 2 月 12 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 2 月 21 日	第 3 回美浜町自殺対策計画策定委員会